



中津市監査委員告示第 4 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和3年度財政支援団体監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和4年3月25日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

財政援助団体監査結果報告書

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
中津市中学校文化連盟	左記の財政援助団体が令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）に本市から交付を受けた補助金に係る出納その他の事務	令和4年3月11日～令和4年3月25日
中津市学校給食運営審議会		
中津市青少年健全育成市民会議		

2. 監査を実施した監査委員

岡 雅 一 ・ 恒賀 慎太郎

3. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の財政援助団体及び当該補助金を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

4. 監査の着眼点

補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、交付額及びその時期、方法、手続きは適正であるか、財政援助団体への指導監査は適切に行われているか、また、財政援助団体における支出の会計経理は適正か、領収書等の証拠書類の整備は適切か、補助事業が計画的且つ、交付条件に従って実施され、十分な効果が挙げられているか等に重点をおき監査を実施した。

5. 監査の結果

財政的援助に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各事業は公益性、公平性、有効性があり事業計画及び補助金交付条件に沿って実施され、公益事業として一定の効果を示し、概ね適正に事業の執行及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和4年3月31日（木）までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、財政援助団体を対象に行ったものではあるが、所管する担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の改善を要望するとともに、あわせて交付団体への指導の強化を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

【中津市中学校文化連盟】

(1) 補助金等名 令和2年度中津市中学校文化連盟補助金

(2) 所管部局・課 教育委員会 学校教育課

(3) 財政援助の目的

当補助金は、中津市中学校文化連盟が行う中津市立中学校の文化活動事業に要する経費を市が補助することにより、中津市立中学校の文化活動の振興を図ることを目的としている。

(4) 事業の概要

I. 事業費 949,132円

II. 事業内容

中津市中学校の文化活動を支援するため、吹奏楽部門の県大会出場や、音楽部門の県大会鑑賞、美術部門の美術展参加、また各種中学校文化活動に対する活動補助として補助金を配分するなどし、その振興を図っている。

- (1) 中学校の文化活動に関する調査研修
- (2) 研究会・研修会の開催
- (3) 各種大会の開催

III. 財政援助額 924,382円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

①補助金交付申請書に添付されている収支予算書、及び補助金実績報告書に添付されている収支決算書について、中津市補助金事務ガイドラインでは補助金額算定のために予算額または決算額に対する「うち補助対象」の額を明示することを求めている。よって、当該様式の改善を求める。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①本件補助金は令和3年4月21日付け交付額確定通知書により不用額46,618円の返還が確定・通知され、同年5月18日付けで金融機関での納付が完了している。

これは中津市中学校文化連盟補助金交付要綱に沿った事務処理ではあるが、同返還金が団体所有の普通預金通帳から出金されたのは4月30日である。

通帳から出金後は速やかに返納通知書により納付すべきところ、19日間現金で所持していたことは不正や現金事故にもつながりかねず、市が定める「公金取扱い等にかかる指針」にも反する。

今後は、支払い等の事務処理にあたっては速やかに、かつ、可能な限り職員が現金を直接触れない仕組みを構築するよう改善を求める。

【中津市学校給食運営審議会】

(1) 補助金等名 令和2年度中津市学校臨時休業対策費補助金

(2) 所管部局・課 教育委員会 体育・給食課

(3) 財政援助の目的

当補助金は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校給食休止により保護者が負担する経費を、市が中津市学校給食運営審議会に補助することにより、その負担軽減を図ることを目的としている。

(4) 事業の概要

I. 事業費 390,174,193円

II. 事業内容

令和2年度中に実施した学校給食で、夏季休業の短縮及び学校行事の中止等により実施回数が増加したものに係る経費について補助を行う。

本補助金が保護者及び学校給食調理業者等に対し、負担軽減を目的として補助する事業は以下のとおりである。

- (1) 学校給食費返還等事業
- (2) 衛生管理改善事業
- (3) 学校給食費補填事業
- (4) 学校給食費補助事業

III. 財政援助額 21,363,870円

(5) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

【中津市青少年健全育成市民会議】

(1) 補助金等名 令和2年度中津市青少年健全育成市民会議補助金

(2) 所管部局・課 教育委員会 社会教育課生涯学習推進室

(3) 財政援助の目的

当補助金は、「青少年を心身ともに健やかに育て、あわせて非行から守る」ことを目的に事業を推進する中津市青少年健全育成市民会議に対し、事業の実施に要する経費を市が補助することにより、青少年の健全育成を図ることを目的としている。

(4) 事業の概要

I. 事業費 353,489円

II. 事業内容

団体が掲げる活動目的を達するため、以下の事業に取り組んでいる。

- (1) 青少年の非行・被害防止全国強調月間の取組み
- (2) 子ども・若者育成支援強調月間の取組み
- (3) 大分県青少年健全育成大会への参加
- (4) スマホ・インターネット安全安心利用フォーラムの開催
- (5) 各校区「校区子育て講座」事業の実施
- (6) 各支部活動費の補助

III. 財政援助額 347,324円

(5) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。